

# 世界人権宣言三十七周年 「平和と人権の集い」東京集会 基調提案

## 世界人権宣言中央実行委員会事務局

### 一、はじめに

十二月四日から十日までは、人権週間です。周知のように、人権週間は世界人権宣言が一九四八年十二月十日に国連で採択されたことにちなんで定められた週間ですが、今年には世界人権宣言が採択されて三十七周年目の人権週間です。

同時に本年は、人類に前代未聞の惨禍をもたらした第二次世界大戦が終結して四十年、この戦争に対する痛烈な反省の中から国際連合が創設されて、これまた四十年という記念すべき節目の年にあたっています。

きした記念集会在開催できるとなりました。

### 二、世界人権宣言が教えるもの

世界人権宣言は、一九四八年十二月十日、パリにおいて開催された第三回国連総会において採択されました。この世界人権宣言は、第二次世界大戦の痛烈な反省の中から採択されたものです。第二次世界大戦の反省が、なぜ人権という名のついた宣言を生み出したのでしょうか。

その一つの理由は、先の戦争で、実に多くの人々の命が、無残にも奪われていったという問題があるのです。全世界で五千万人から六千万人も人命が奪われたのです。この中には、もちろん軍人が多く含まれていましたが、民間人——お年寄りや子ども、さらには婦人——も少なくなかったのです。人の命を無残にも奪っていく戦争、これほどの人権侵害があるでしょうか。戦争こそ最大の人権侵害である、ということが痛感されていたのです。

さらにヨーロッパにおいては、ヒトラーにひきいられたナチスが、ユダヤ人をはじめ多くの人々を虐殺したという問題があります。

また、アジアにおいては、日本の軍隊が朝鮮や中国、さらには東南アジアにおいて、現地の人々を大量に虐殺した

この四十年間を振り返ってみたとき、差別撤廃や人権の尊重、さらには世界平和の擁護の面で、幾多の前進をとげています。

けれども国の内外の現状を直視するとき、依然として差別や人権侵害の現状がありますし、核戦争の危険性は高まっています。

その点では、四十年前の国連創設の初心に立ち返り、平和と人権の擁護にむけて、飛躍的に取り組みを強めていくことを誓い合う人権週間にしていく必要があるでしょう。

本年も国連人種差別撤廃委員会のルイス・バレンシア・ロドリゲス委員長、国連人種差別と闘う十年のための特別局のエマニュエル・パーマー局長の二人をゲストにお招

という問題があります。

これらの大量虐殺の背景には、差別意識が存在していたのです。つまり相手に対する強烈的な差別意識が存在していたからこそ、大量虐殺が可能となったのです。

そこで、第二次世界大戦の中でみられた残虐な行為を、再びくりかえさないためには、日常不断に差別を撤廃し、人権を擁護していく必要があるということです。世界人権宣言が採択されたのです。このような歴史的経過をみたく、平和と人権は切り離しがたく結びついているのです。

このことを世界人権宣言が、われわれに教えていることとして、再度確認する必要があります。

### 三、人権の国際的保障

国連は、一九四八年に世界人権宣言を採択してからも、差別撤廃と人権擁護のために活発な努力を積み重ねてきています。その一つは、差別撤廃と人権擁護のための基準設定作業であり、今日までのところ、二十もの人権に関する条約を採択してきています。(表①を参照)その他、ユネスコ(国連教育科学文化機構)では、「教育における差別撤廃条約」が、ILO(国際労働機関)でも「就職差別撤廃条約」(ILO一一一号条約)が採択されてきていま

表① 国連人権関係条約一覧 (1985年6月30日現在)

名 称	総会決議番号	採択年月日	表決結果			発効年月日	批准または加入国数	日本批准状況
			賛成	反対	棄権			
1 ジェノサイド条約	260(II)	1948.12.9	56	0	0	1951.1.12	96	
2 人身売買および他人の売春の搾取の防止に関する条約	317(IV)	1949.12.2	35	2	15	1951.7.25	57	◎
3 難民の地位に関する条約	全権会議	1951.7.28	24	0	0	1954.4.22	95	◎
4 国籍訂正権に関する条約	630(VI)	1952.12.16	25	22	10	1962.8.24	11	
5 女性の政治的権利に関する条約	640(VI)	1952.12.20	46	0	11	1954.7.7	91	◎
6 1926年奴隷条約改正議定書	794(VIII)	1953.10.23	50	0	6	1955.7.7	49	
7 無国籍者の地位に関する条約	全権会議	1954.9.28	19	0	2	1960.6.6	34	
8 奴隷制、奴隷貿易および奴隷制類似の制定・慣行の廃止に関する補充条約	全権会議	1956.9.4	40	0	3	1957.4.30	100	
9 既婚女性の国籍に関する条約	1046(XI)	1957.1.29	47	0	24	1958.8.11	54	
10 無国籍の減少に関する条約	全権会議	1961.8.21	21	0	7	1975.12.13	12	
11 婚姻の同意、婚姻最低年齢および婚姻届に関する条約	1763(X XII)	1962.11.7	90	0	7	1964.12.9	34	
12 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約	2106A (X X)	1965.12.21	106	0	0	1969.1.4	124	
13 経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約	2200 (X XI)	1966.12.16	105	0	1	1976.1.3	84	◎
14 市民的および政治的権利に関する国際規約	"	"	106	0	0	1976.3.23	80	◎
15 同上についての選択議定書	"	"	66	2	38	1976.3.23	35	
16 難民の地位に関する議定書	2198 (X XI)	"	91	0	15	1976.10.4	94	◎
17 戦争犯罪および人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約	2391 (X XII)	1968.11.26	58	7	36	1970.11.26	27	
18 アパルトヘイト罪の鎮圧および処罰に関する国際条約	3068 (X X VIII)	1973.11.30	91	4	26	1976.7.18	81	
19 女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約	34/180	1979.12.18	130	0	11	1981.3.3	71	◎
20 拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取り扱いは又は刑罰を禁止する条約 (仮訳)	39/46	1984.12.10	全会一致	未	未	未	未	(33)署名

す。

これらの人権に関する条約を国連が採択し、一つでも多くの国に、この条約に加盟してもらい、それぞれの国の中にある差別なり人権侵害を撤廃していかうかということです。そして、ほとんどの条約の場合、それが守られるように、守らせる方策が条約の中に盛り込まれています。

しかしながら、差別なり人権侵害という問題は、条約なり法律が制定されたということだけでは自動的になくなるものではありません。やはり、国なり地方自治体はもとより、企業や労働組合、さらには、様々な団体や個人が、積極的に行動することが必要です。

国連は、そのために、国際年を設定し、世界会議を開催したり、アピールを発表したり、記念切手を発行したりして世論喚起につとめています。それだけではなしに、それぞれの差別を撤廃し、人権を確立するための「十カ年の行動計画」を提起し、一步一步差別を撤廃していくことを呼びかけています。一九七五年の国際婦人年や、一九八一年の国際障害者年は、こうした取り組みの一環です。

こうしてみますと、国連を初めとした今日の国際社会は、個々の差別なり人権侵害を、国内問題だとして放置するのではなく、国際的にも積極的に働きかけることによつて、問題の解決をはかるうとしていくことがわかります。

#### 四、日本における人権擁護

日本は、第二次大戦の中で、朝鮮や中国、さらには東南アジアの諸国に対して侵略戦争をおこない、甚大な被害を与えました。敗戦という深刻な体験を通じて、平和と人権、さらには主権在民ということが持つ重要性を知ることとなったのです。そしてこれが、一九四六年の日本国憲法の発布として結実したのです。

さらに、戦前の天皇制教育、軍国主義教育が、日本を侵略戦争に導いていったという、先の戦争に対する深刻な反省の中から、教育のあり方が根本的にみなおされ、一九四七年には、教育基本法が制定されたのでした。

また、民間にあって人権侵害を防止し、人権擁護の気運を盛り上げるために、一九四九年には人権擁護委員会法が制定され、全国に人権擁護委員が選出されました。

そして一九七九年には、人権に関する世界の憲法とでもいべき国際人権規約に、わが国は、不完全ながらも批准し、一九八一年には、難民条約にも批准したのでした。

また、本年六月、わが国は女子差別撤廃条約に批准しました。

このような歴史的な経過をみると、たとえ、その歩み

は遅々としていようと、また後に指摘するような逆流の動きがあるとはいえず、差別撤廃と人権擁護にむけた潮流は、わが国においても、押し止めることのできない力として働いていることが分るのです。

### 五、人権をめぐる危険な傾向

一九八三年八月、スイスのジュネーブにおいて、「人種差別と闘う第二回世界会議」が開催されました。この会議は、それまでの十年間取り組まれてきた、「人種差別と闘う十年」を総括し、今後の方向をうち出すために、国連が呼びかけて開催されたものです。

この会議では、過去十年の総括として、「前半の五年間は、比較的順調であったが、後半の五年間は、見るべきものがないだけでなく、危険な傾向が強まっている」との結論が出され、「人種差別と闘う第二次の十年」が提起され、従来以上の奮闘が呼びかけられました。

近年、世界の人権状況をみると、国内はもとより、国際的な批判がかつてなく高まっているにも拘わらず、いまだ根絶されていない南アフリカにおけるアパルトヘイト、さらにはアフリカにおいて広がる飢餓の問題を初めとして、深刻な人権侵害が跡をたっています。

それだけではなしに、「障害者」や原爆被爆者に対する施策が無駄だとして子どもを生まないように指導すべきだといった論調が地方議会や一部の人々によって主張され始めてきています。

このような公然と人権をふみにじる風潮の強まりは、青少年の中にも反映し、それが「いじめ」の問題として大きな問題となってきています。そして、「いじめ」の問題は、今日では、多くの自殺者を生み出すという深刻な事態にまでなつてきています。

わが国における差別の強まりは、以上に紹介したような、直接的で露骨な差別事件につきるものではありません。被差別部落や「障害者」、さらには女性などの被差別者に対する様々な行政施策が次々と削減されたり、縮小されてきていることにも、それがあらわれてきています。

### 七、危険な傾向の背後にあるもの

国の内外を問わない、このような人権をめぐる危険な傾向は、何故に生じてきたのでしょうか。

その原因は、世界的な不況の長期化と失業者の増大、さらには全般的な生活の低下にあります。社会は、人々の生活が満ち足りているときは、差別を必要としません。人々

それだけではなく、アメリカやヨーロッパにおいても、差別が強まり、公然とした煽動がくりひろげられ、デモや集会が開催され、ついには被差別者に対する襲撃事件まで生起する状況となってきています。

例えば、アメリカでは、人種差別を標榜するK・K・K団(クー・クラックス・クラン)が公然と集会やデモをするところまでできていますし、フランスでは、外国人労働者が人種差別主義者の犠牲となって殺されているという事態が生じています。

### 六、日本でも危険な傾向が

日本でも危険な傾向が強まっています。例えば、部落問題についてみても、「部落地名総鑑」差別事件は跡をたたないし、悪質な差別落書きや投書、さらにはいやがらせの電話が増えています。中には「部落民をやっつけろ」「部落民を強制収容所に入れて、毒ガスで殺せ」といったファシズムの虐殺を思わせる内容の落書きや投書が次第に増えてきています。

在日韓国・朝鮮人に対しても「朝鮮人は日本から出ていけ」とか「差別されてあたりまえだ」といった、悪質極まりない落書きや投書が増えています。

の生活が低下し、苦しくなり、万事うまくいかなくなってきたときに、不満が強まり怒りが渦巻いてきます。こうしたとき、それを分裂させるために、社会は差別を必要とするのです。ここ数年来、われわれの回りで生じてきている差別の強まりは、こうした背景から理解されるのです。

さらに重要な問題は、世界的な軍備増強の中で、この傾向に一層の拍車がかけられているという点です。年間一兆億ドル(日本円にしておよそ二〇〇兆円)にも達する軍事予算が、国民生活を圧迫しているのです。

そのみならず、軍拡の中で各国において、ファシズム的な勢力が頭をもたげ、活動を活発化させてきています。この勢力が、意識的に差別をかきかたて勢力を伸ばそうとしていることにも、重大な警戒をしなければなりません。

国の内外に見られる差別の強まりという危険な傾向を放置することは許されません。これはファシズムの芽であり、戦争の芽であるのです。今こそ、世界人権宣言が、われわれに語りかけていること、すなわち、差別を撤廃し、人権を日常不断に守ることこそが、残酷な戦争を防止し、恒久平和を確保することに通じるという、最も重要な精神を思い起こし、差別撤廃と人権擁護の取り組みを飛躍的に強めなければなりません。

## 八、人権規約の完全批准と人種差別撤廃条約の早期完全批准を

世界人権宣言の精神を踏まえ、わが国における差別の現状を直視したとき、求められている当面の重要な課題は何でしょうか。

その第一は、国際人権規約の普及・宣伝、具体化と完全批准という課題です。国際人権規約は、世界人権宣言をさらに発展させ、拘束力を持たせた画期的な条約です。

わが国は、一九七九年に、内外の世論の高まりの中で、国際人権規約を批准しましたが、まだまだ国民にそのことが知られていないという問題があります。さらに、国際人権規約では、就職差別を禁止し、プライバシーの法的保護を求めています。さらに、戦争宣伝と差別煽動を法的に禁止すること等を求めています。国内での具体化がなされていません。

さらに、「自由権規約」が守られていない場合たとえ個人であっても、直接規約人権委員会に訴えることを認め、「自由権規約に関する選択議定書」には入っていません。また、「社会権規約」の中で、①公休日の報酬、②スト権の付与、③高等教育の漸進的無償化の三項目については留

・朝鮮人に対する差別、アイヌ民族に対する差別、さらには沖縄出身者に対する差別なども対象となってくる重要な条約です。

この他、本年六月に批准した女子差別撤廃条約の普及・宣伝と具体化が求められています。

## 九、差別を撤廃するための原則

人種差別撤廃条約の内容をみたとき、それぞれの差別の特質に応じて、その内容は若干異なっていますが、差別撤廃の原則とでも呼ぶことのできる共通面が存在しています。

その第一は、差別を許すべからざる社会悪として、差別を禁止することを呼びかけていることです。とりわけ人種差別撤廃条約では、人種優越思想の流布や差別煽動、さらには、これを目的とした団体の結成を犯罪として処罰することを求めるという、極めて厳しい方策をうち出しています。これは、ナチスによるユダヤ人等に対する虐殺は差別煽動から始まったという、歴史の苦い教訓から導き出されたものです。

第二には、差別の結果つくり出された劣悪な実態に関しては、特別の積極的な施策を講じることによって改善しな

保をしています。

今や世界第三位の経済力を持つ国が、こうした問題を残していることは、国際的にも強い批判があり、早急に完全批准をすることが求められています。

第二の課題としては、世界人権宣言の精神を踏まえて、差別を具体的に撤廃するために役立つ「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際規約（人種差別撤廃条約）」を早期完全批准し、国内で誠実にこれを履行することが求められています。

人種差別撤廃条約は、一九六五年に国連で採択され、一九六九年に発効した条約です。現在、締約国の数は一二四カ国にも達し、国連の採択した人権条約の中で、最も批准国の多い条約です。この条約は、一九六〇年前後にヨーロッパを中心にネオ・ナチズムが台頭してきたことに対し、この動きを芽のうちに摘みとるために採択された条約です。その点では、今日また、同様の動きが生じてきている情勢下で、この条約は極めて重要な意味を持ってきています。しかし、わが国は、この条約をいまだ批准していません。

なお、この条約が対象としている差別の範囲は広く、性と宗教にもとづく差別以外のあらゆる差別が対象となっています。その点では、わが国における部落差別、在日韓国人差別はなくなりません。

第三には、差別意識の問題です。差別意識を撤廃するためには、差別意識を生み出している差別の実態を改善することともに、差別意識そのものを撤廃するための積極的な働きかけが必要です。差別の結果生み出された実態がなくなったとしても、差別意識は自動的に無くなるものではありません。差別意識に対しては、その誤りを明らかにするとともに、人権と平和に関した正しい意識を、教育・マスコミ・文化を通じて広めなければ撤廃されることはないのです。

## 十、国内での具体化を

憲法に反するような条約は批准することはできません。しかし、条約に違反するような法律は改められねばなりませんし、条約にあって国内でそれに関した法律が無い場合、それに対応した法律が制定されなければなりません。

ん。これが条約の批准にあたっての日本政府の基本的立場です。

人種差別撤廃条約についても、日本政府の代表は、国内外において「わが国は、基本的にこの条約に賛成であり、近く批准するために検討作業をしている」との態度を表明しています。

この条約の批准を考えた場合、関係する国内法としては、地域改善対策特別措置法、北海道旧土人保護法、沖縄関係法などしか存在していません。

しかし、地域改善対策特別措置法は、主として環境改善を中心とした時限立法であり、あと一年弱しか年限が残されていません。まして差別の禁止規定はありませんし、差別意識の撤廃に関して、教育・マスコミ・文化を通して積極的な取り組みを実施することについても明確な条項がありません。とすると、部落問題の根本的な解決に役立つ「部落解放基本法」が必要となってきます。

また、北海道旧土人保護法に致っては、一八九九年と、戦前に制定された法律とはいえ、名称からしてすでに差別的な法律です。さらに、その内容も、主として土地の提供を定めただけのものであり、先住民としてのアイヌ民族の権利保障を基礎にすえたものではなくありません。その点では、昨年五月、北海道ウタリ協会の総会で採択された

「アイヌ民族に関する法律」が速やかに制定される必要がありま。

このほか、国際人権規約の精神からしても、定住外国人（特に在日韓国・朝鮮人）に対する指紋押捺義務の廃止や就職差別の撤廃、民族教育の保障などの措置が早急にとられるべきであります。

## 十一、世界人権宣言中央実行委員会の活動強化を

さて、国際人権規約の完全批准なり人種差別撤廃条約の早期完全批准は、いかにすれば実現できるでしょうか。また、これらの条約の精神をしっかりと踏まえた国内法の整備や具体的な取り組みは、いかにすれば勝ちとることができでしょうか。

これには、特効薬はありません。何よりもまずこれらの条約の早期完全批准と国内法の整備を求めた世論を大きく盛り上げることがです。

そのためには、現在、全国で十八の都道府県でつくられている世界人権宣言各地実行委員会の活動をさらに充実・強化するとともに、全ての府県に同様の組織をつくりあげることが必要です。そして、現実に存在している諸々の差

国連創設四十周年の記念日にあたる、今年の十月二十四日、国連は来年（一九八六年）を「国際平和年」とすることを宣言しました。第二次世界大戦が終了してから四十年間、人類は世界戦争をかううじて回避してきました。しかしながら、この間いくつかの局地戦がばっ発しましたし、今日、核戦争の危険性はますます高まっています。さらにここ数年来の不況の長期化と失業者の増大の中で、多くの国で差別は強まり、危険な傾向が強まっています。

差別が強まり人権が侵害される場所、その行きつく先は戦争です。しかも現代における戦争は、容易に核戦争へと拡大する危険性を孕んでおり、これは人類の破滅につながります。

今こそ、あらゆる差別撤廃と人権の尊重を求めらうねりを怒濤の如くまきおこさなければなりません。このうねりが大きくなれば、必ずや核戦争の危険性なり、軍備増強という動きを阻止するものとなるでしょう。

また、「国際平和年」の来年こそ、核戦争の危機を回避し、本格的な軍縮が開始される年としなければなりません。戦争の危機が回避され、軍事費が削減されるならば、差別の撤廃と人権の擁護を大きく前進させることができるでしょう。

最後に、アジアにおける人権擁護活動を強化する必要性

## 十二、おわりに

についてふれておきます。国際的な人権擁護の取り組みを見た場合、何といっても国連が最も熱心に取り組んでいることは先に指摘したとおりです。

しかし、地理的な問題や文化の共通性といった点を考慮して、地域的な人権保障も活発に取り組まれてきているのです。例えば、ヨーロッパでは、ヨーロッパ人権条約が制定され、これを実施するためにヨーロッパ人権委員会やヨーロッパ人権裁判所が設けられています。さらに米州にも米州人権条約があり、米州人権委員会があります。アフリカにもアフリカ人権憲章があります。

しかしながら、アジアには人権に関する条約もなければ、その実施を確保する委員会もないのが現状です。その点では、今後アジアの諸人民と連携を強める中で、アジアにおける地域的な人権保障の展望も切りひらいていく必要があります。

日本における、差別撤廃と人権擁護を求めた運動は、この課題にも積極的に貢献していく必要があるでしょう。

(一九八五年十二月六日)

## 東京部落解放研究

第46号  
1,000円

### ■特集＝東日本の被差別部落■

■津軽の被差別部落 水木幸夫

■新潟県下の部落差別の現実と歴史的課題

佐藤泰治

■湯の沢『差別の歴史』現地レポート 小池重市

■神林村差別行政糾弾裁判闘争より

部落解放同盟関東ブロック・新潟県連

■(部落史を歩く)街道と部落一府中 本田 豊

●(連載)被差別部落形成伝承譚⑪ 本田 豊

編集・東京部落解放研究編集委員会 発行・東京部落解放研究会

発売 解放書店 東京都台東区東上野5-23-15

年間購読料 7,050円(送料込)・年4号+臨増号1冊)

☎03(844)5725 千振替一東京6-48497